談　話

2013 年 12 月 21 日
長野県保険医協会
会長　鈴木　信光

消費税増税と社会保障抑制の一体改革では地域医療が守れない
診療報酬の実質マイナス改定に抗議する

12 月 20 日、来年４月の診療報酬改定にあたり田村厚生労働大臣と麻生財務大臣は実質マイナスの改定率で合意した。診療報酬全体の改定率は 0.1%のプラスだが、消費税増税の補填分 1.36%を除くと診療報酬は 1.26%の引き下げとなる。

これは社会保障・税一体改革の本質が消費税増税で国民に負担を押し付けた上に社会保障も抑制するなど国民を欺く行為であり断じて容認できない。

聖域なき構造改革と称し 2002 年から４回連続でマイナス改定が断行される中で医療崩壊が社会問題化したことは記憶に新しいところである。その反省に立って民主党政権下ではわずかにプラス改定に転じたが、地域医療を支える医療提供体制や医療機関の経営状況が改善されたとは到底いえない。

診療報酬は国民が受ける医療の質や量を保障するものである。従って診療報酬のマイナス改定は国民には医療保障の内容や質の低下をもたらし、医療機関の医業経営を圧迫することを意味する。医療従事者の過密労働が安全性の低下を招き、医療内容の質が十分に担保できないといったことにつながりかねない。

医療崩壊から地域医療を再生し、改善していくことは患者・国民の願いであり、そのためには診療報酬の引き上げは必須である。また、医療分野の雇用創出効果、経済波及効果が高いことは明らかであり、国は医療への財源投入を政策の最優先課題とすべきである。

長野県保険医協会は地域医療を守る立場から診療報酬の実質マイナス改定の合意に対して断固抗議するものである。